

令和4（2022）年度

栃木県内部統制評価報告書  
に係る審査意見書

栃木県監査委員

栃監査第52号

令和5（2023）年9月8日

栃木県知事 福田富一様

栃木県監査委員 森 澤 隆

同 鎌 形 俊 之

同 阿 部 寿 一

同 白 石 資 隆

令和4（2022）年度栃木県内部統制評価報告書に係る審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、令和5（2023）年5月25日付けで審査に付された令和4（2022）年度栃木県内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

# 目 次

## 令和4（2022）年度栃木県内部統制評価報告書に係る審査意見書

I	審査の概要	
1	審査の対象	4
2	審査の着眼点	4
3	審査の実施内容	4
II	審査の結果及び意見	
1	審査の結果	4
2	審査の意見	5
III	参考資料	
	【別表1】リスク評価シートにおける部局別の不備発生件数（部局・判明理由別）	6
	【別表2】リスク評価シートにおける事務区分別の不備発生件数（事務区分・判明理由別）	7

# 令和4（2022）年度栃木県内部統制評価報告書 に係る審査意見書

## I 審査の概要

### 1 審査の対象

「令和4（2022）年度栃木県内部統制評価報告書」

### 2 審査の着眼点

監査委員による令和4（2022）年度栃木県内部統制評価報告書の審査は、栃木県知事が作成した内部統制評価報告書について、

- ・栃木県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
  - ・内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか
- といった観点から検討を行い、審査するものである。

### 3 審査の実施内容

令和4（2022）年度栃木県内部統制評価報告書について、栃木県知事から報告を受け、「栃木県監査委員監査基準」（令和2年栃木県監査委員告示第5号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて、関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## II 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

令和4（2022）年度栃木県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

## 2 審査の意見

報告書によると、全庁的なリスク評価項目については不備がなく、業務レベルのリスク評価項目については、制度や規定などの整備上の不備が3項目、事務処理などの運用上の不備が159項目（このほかに報告書記載漏れ1項目）確認された。また、財務会計及び公文書管理に関する事務において、運用上の重大な不備が2事案（令和3（2021）年度以前における重大な不備で令和4（2022）年度に判明した1事案を含む。）あったと判断している。

運用上の重大な不備は、自動車税減免申請等に係る事務や雇用保険の資格取得届等に係る事務において、適正な処理を怠ったものであった。複数人によるチェック体制の強化や管理者等による進行管理の徹底など、組織全体で不備の発生を防ぐための体制を整備し、今後同様な不備のないよう再発防止策を講じられたい。

さらに、リスク評価シートにおける不備の発生件数は前年度に比べ増加していることから、各所属における内部統制に対する意識向上を図りリスク管理を強化するとともに、過去3年間の評価結果等を踏まえ内部統制の取組を必要に応じて見直し、より適正な事務執行を確保するよう望むものである。

なお、個別事項については、次のとおりであるので、十分留意されたい。

### (1) 不備の報告体制について

各所属が不備を把握した場合には、内部統制の不備の改善・是正を適時かつ適切に行うため、行政改革ICT推進課内部監査室や制度所管課等（以下「内部監査室等」という。）に適時に報告させる必要があるが、年度末の自己評価により報告を受けるまで把握できない事案があるなど、内部監査室等による情報把握に時間を要しているものがある。

不備が発生した場合に、リスクの程度に応じて発生所属から内部監査室等へ速やかに報告を求める仕組みを検討するなど、適切な報告体制の構築に取り組まれたい。

また、重大な不備に該当する可能性のある事項については、監査委員へ適時に報告し情報共有に漏れのないよう取り組まれたい。

### (2) 内部統制の評価対象の範囲について

内部統制の評価対象とする部局の範囲拡大については、行政改革ICT推進課において関係部局とともに研究を進めているところであるが、知事以外の執行機関を含め全庁的にリスク管理に取り組み、内部統制の機能強化を図るため、財務会計に関する事務等について、引き続き評価対象の範囲拡大に向け努められたい。

### Ⅲ 参考資料

【別表 1】

リスク評価シートにおける部局別の不備発生件数（部局・判明理由別）

（単位：項目）

部 局 名	内部監査		監査委員監査		情報セキュリティ インシデント		左記以外で所属長が 不備と認めたもの		合 計	
	R 4	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3
総合政策部		1	1						1	1
経営管理部	7	2	5	1	2	1	※1 5	5	19	9
県民生活部	3		9	1	1				13	1
環境森林部	2	4	10	8	2			1	14	13
保健福祉部	7	10	19	12	10	6	9	2	45	30
産業労働観光部	2	7	4	1	5	1		2	11	11
農政部	4	24	13	19	1	1	2	1	20	45
県土整備部	7	5	21	16	3	1	1	3	32	25
国体・障害者スポーツ大会局										
会計局										
企業局	1	2	6	4					7	6
評価対象部局計	33	55	88	62	24	10	17	14	162	141
議会事務局										
人事委員会事務局										
監査委員事務局										
労働委員会事務局										
教育委員会事務局	37	40	36	31			15	8	88	79
警察本部		3	1				4	3	5	6
合 計	70	98	125	93	24	10	36	25	255	226

※1 このほかに内部統制評価報告書に記載が漏れた1項目あり。

※2 評価対象部局とは、内部統制評価報告書の対象となる知事部局及び企業局のこと。

※3 ①内部監査の指摘事項・注意事項、②監査委員監査の指摘事項・検討事項・注意事項・指導事項、③情報セキュリティインシデントのレベル2・1、④①～③に相当するものとして所属長が不備と認めたものを不備事項とした。

【別表 2】

リスク評価シートにおける事務区分別の不備発生件数（事務区分・判明理由別）

（単位：項目）

区分	内部監査		監査委員監査		情報セキュリティ インシデント		左記以外で所属長が 不備と認めたもの		合計	
	R 4	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3
財務会計	56	68	114	87			※1 30	23	200	178
うち評価対象部局	22	32	78	58			※1 12	12	112	102
個人情報等保護	2	15	1		18	9	4		25	24
うち評価対象部局	2	15	1		18	9	4		25	24
情報セキュリティ	4	8			5	1			9	9
うち評価対象部局	1	1			5	1			6	2
共通（個人・情報セ）					1				1	
うち評価対象部局					1				1	
公文書管理	7	7	2	5			2	2	11	14
うち評価対象部局	7	7	1	3			1	2	9	12
所属個別リスク	1		8	1					9	1
うち評価対象部局	1		8	1					9	1
合 計	70	98	125	93	24	10	36	25	255	226
うち評価対象部局	33	55	88	62	24	10	17	14	162	141

※1 このほかに内部統制評価報告書に記載が漏れた1項目あり。

※2 評価対象部局とは、内部統制評価報告書の対象となる知事部局及び企業局のこと。

※3 ①内部監査の指摘事項・注意事項、②監査委員監査の指摘事項・検討事項・注意事項・指導事項、③情報セキュリティインシデントのレベル2・1、④①～③に相当するものとして所属長が不備と認めたものを不備事項とした。